

事務連絡
平成28年10月27日

県所管域 指定障害者支援施設
県所管域 指定障害児入所施設
県所管域 指定共同生活援助事業所
県所管域 指定短期入所事業所

} 管理者各位

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等の防犯対策の強化に係る整備の国庫補助制度
活用のための協議等について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろより格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚労省より「平成28年度補正予算における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」の事務連絡がありました。

今年度の補正予算においては、整備方針にて防犯対策の強化として障害者支援施設等における安全対策を行うものが挙げられています。

つきましては、防犯対策の強化として、当該補助制度の活用のための協議等を希望する事業所におかれましては、必要書類を添付して次の期日までに電子メール又はFAXで御回答いただきますよう、お願いいたします。

なお、協議等をご希望いただいたからといって補助を確約するものではありません。また、整備内容によっては、補助対象とならない場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

協議書類等の御提出等に当たっては、当該補助事業について以下の点に御留意いただき御判断ください。

《留意事項》

- 既存の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金のスキームで行う
(負担割合 国：1/2 県：1/4 事業者：1/4)

※県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、ご注意ください。

※また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して、交付額を算定していくこととなりますので、ご注意ください。

- 整備区分は「大規模修繕」として扱う
- 本事業の対象事業は、単年度事業で、年度内に県の完成検査までが終了予定の事業
- 県の交付決定前に事業着手（契約）したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となる。
- 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

- 対象事業は、門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備（補助対象経費が、入所については、100万円以上、グループホーム、短期入所については、30万円以上）、非常通報装置等の設置（補助対象経費が、30万円以上）とする。

《提出書類》

- 以下の様式をダウンロードし、必要事項を記載してください。これらの書類は、11月4日（金）までに国への提出等が求められているものです。
- 後日、追ってその他の協議書類等についても提出していただきます。
- 詳細については、下記 URL リンク先に掲載している平成30年度 補助協議対象事業の募集に係る資料をよく御確認いただき、書類作成のための事務量等も踏まえてご検討いただきますよう、お願いいたします。

URL → <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531667/>

【ダウンロードして作成する様式】

- ① 様式第7号（大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書（全体計画分））
- ② 様式第7号別紙（別紙—大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備）
- ③ 補助対象外経費チェックリスト
- ④ 工事費費目別内訳表
- ⑤ 整備の緊急性等について
- ⑥ 市町村、地役権設定者、地域住民への説明等確認書
（少なくとも、「2 家主への説明・同意（賃貸の場合）」、「3 地役権設定者への説明・同意」の欄は必ず記載してください。）
- ⑦ 法人審査結果報告書

【上記以外の提出書類】

- ⑧ 所轄庁が実施した直近の指導監査指摘事項及び改善状況が分かる書類
- ⑨ 見積書及び合見積書（必ず2社以上から見積を徴し、2社とも提出してください。また、基準価格は補助対象外工事費や補助対象外経費を除いた価格を比較し、低いほうの価格としてください。）
- ⑩ 協議対象設備等のパンフレット等

《補助対象事業について》

※ 基本的な考え方として、施設と一体的に整備するものを対象とし、単なる備品の購入は対象外。

- 国が示している補助対象となるものの例
 - ・ 門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備
 - ・ フェンスの追加設置工事、フェンスから塀への変更
 - ・ 窓のサッシを二重にする改修工事
 - ・ 施設内の居室のドア等の改修工事
 - ・ 玄関扉の改修工事
 - ・ 110番直結非常通報装置を設置する工事
 - ・ 防犯カメラを設置する工事
 - ・ カメラ付きインターフォンを設置する工事

- ・人感センサーを設置する工事
 - ・その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事
- 補助対象となるか否かを国が個別に判断するものの例
- ・窓ガラスへの防犯フィルムの貼付・窓ガラスを強化ガラスに変更
→単体では補助対象外。他の補助対象事業と一体で整備する場合は補助対象となり得る。
 - ・センサーライトや防犯灯の整備
→購入のみの場合は対象外。施設と一体的な整備を伴うものは補助対象。
 - ・施設内携帯通信網を整備するための携帯端末等の購入
→P H S等の購入のみの場合は対象外。施設と一体的な整備を伴うものは補助対象

○回答方法： メール又はF A Xにて送付

○提出書類： 別紙のとおり

○提出先：（メール） shisetsu-2@pref.kanagawa.jp

（F A X） 045-201-2051

○回答期日： 平成 28 年 10 月 31 日 17 時 00 分

※国への協議書類提出期日が 11 月 4 日（金）とされているため、回答期日
まで時間がなく申し訳ありません。

問い合わせ先

施設指導グループ 中村、佐藤

電話 045-210-4724（直）